

3. 生活環境影響調査項目の選定

3.1. 基本的な考え方

調査事項ならびに生活環境影響調査項目の選定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）に示された基本的な考え方（表 3.1-1 参照）に基づき、事業計画の内容を勘案して行うものとする。

表 3.1-1 調査事項の選定にあたっての基本的な考え方

ア	調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）である。
イ	各調査事項の具体的な項目（例えば大気質の場合、二酸化硫黄、二酸化窒素などの項目であり、以下、「生活環境影響調査項目」という。）については、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して、必要な生活環境影響調査項目を申請者が選定するものとする。
ウ	対象施設の構造上の特性や地域特性からみて、影響が発生することが想定されない調査事項（例えば、排水を排出しない施設の場合の水質汚濁など）については、具体的な調査を実施する必要がない。この場合、必要がないと判断した理由を記載しなければならない。

出典：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）

3.2. 生活環境影響調査項目の選定結果

事業特性、地域の特性の内容をもとに抽出した生活環境影響要因に対する生活環境影響調査項目は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境要因 生活環境影響調査項目	施設からの 処理水の放流	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	し尿等の 運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目※	●			

○：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月）で選定されているし尿処理施設の標準的な項目で、今回選定した項目を示す。

●：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月）で選定されているし尿処理施設の標準的な項目ではないものの、事業計画等を考慮し、今回選定した項目を示す。

3.3. 選定した項目及びその理由

選定した生活環境影響調査項目及びその理由は、表 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-1 選定した項目及びその理由

調査事項		生活環境影響要因	調査項目	選定した理由
大気環境	大気質	し尿等の運搬車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	し尿等の運搬車両の走行に伴い発生する大気汚染物質の影響が想定されるため、調査項目として選定した。
	騒音振動	施設の稼働	騒音レベル 振動レベル	施設の稼働に伴い騒音・振動の影響が想定されるため、調査項目として選定した。
		し尿等の運搬車両の走行	騒音レベル 振動レベル	し尿等の運搬車両の走行に伴う騒音・振動の影響が想定されるため、調査項目として選定した。
	悪臭	施設からの悪臭の漏洩	臭気指数(臭気濃度) 特定悪臭 22 物質濃度	施設の稼働に伴い悪臭の漏洩の影響が考えられるため、調査項目として選定した。
水環境	水質	施設からの処理水の放流	生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 (SS)	施設からの処理水の放流に伴い水質への影響が想定されるため、調査項目として選定した。
			その他必要な項目 全窒素 (T-N) 全リン (T-P)	標準的な項目ではないが、更新施設において自主規制値を定める計画であることから、調査項目として選定した。